

改正後	現 行
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証書を発注者に寄託して、請負代金額の<u>10分の4</u>以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の<u>10分の4</u>（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは<u>10分の6</u>）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の<u>10分の5</u>（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは<u>10分の6</u>）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>7・8 略</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証書を発注者に寄託して、請負代金額の<u>10分の4.5</u>以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の<u>10分の4.5</u>（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは<u>10分の6.5</u>）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p> <p>6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の<u>10分の5.5</u>（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは<u>10分の6.5</u>）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。</p> <p>7・8 略</p>
<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和7年3月31日</u>までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(前払金の使用等)</p> <p>第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、<u>令和6年3月31日</u>までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>(以下略)</p>